

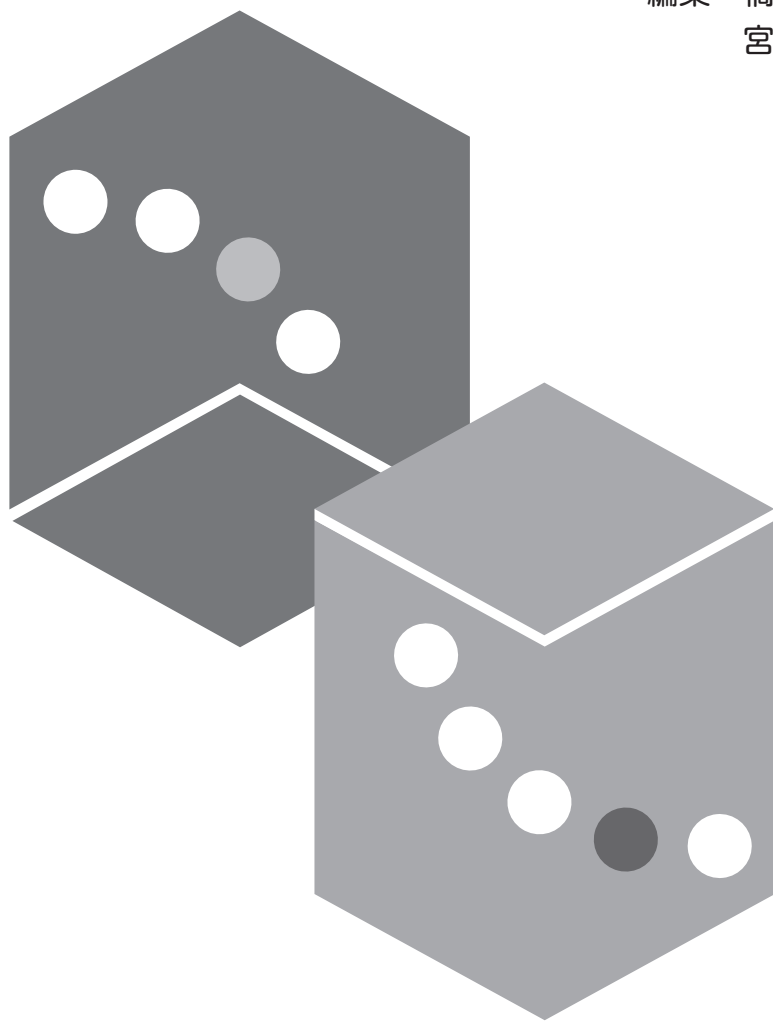
見本

学ぶ・わかる・みえる シリーズ 保育と現代社会

保育と社会福祉

【第4版】

編集 橋本 好市
宮田 徹



見本 もくじ

はじめに

『保育と社会福祉』テキストの特長と活用

第1章 保育と社会福祉

1	私たちが暮らす社会とは	16
1	戦後のわが国の社会	16
2	少子・高齢社会	16
3	都市化と過疎化	19
4	家族・世帯の動向	20
2	生活課題と社会福祉	22
1	保育や子育てをめぐる課題	22
2	高齢者の介護をめぐる課題	23
3	貧困と格差をめぐる課題	24
4	保育と社会福祉	25
	まとめてみよう	26

第2章 社会福祉の考え方と役割

1	社会福祉の概念（社会福祉の理念）	28
1	社会福祉の固有性	28
2	社会福祉の定義－広義の社会福祉と狭義の社会福祉	28
3	社会福祉の枠組み	29
4	社会福祉研究者による社会福祉の定義	29
2	社会福祉の構造	31
1	社会状況と社会福祉	31
2	社会福祉の視点と役割	32
3	社会福祉の構造	33
3	保育と社会福祉の関係	36
1	保育の意味	36
2	保育と社会福祉の関係	37
3	ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョンへの系譜	37
4	社会福祉を学ぶ意義	38
	まとめてみよう	38

第3章 欧米と日本の社会福祉のあゆみ

1	イギリスにおける社会福祉の歴史	42
1	中世期の貧民救済と旧救貧法	42
2	産業革命と新救貧法の制定	42
3	慈善組織協会の創立とセツルメント運動のはじまり	43
4	第二次世界大戦後の福祉国家体制の確立	43
5	コミュニティ・ケア改革と新しい福祉国家	44
2	アメリカ合衆国における社会福祉の歴史	44
1	植民地時代から独立後の貧民救済	44
2	民間慈善団体・セツルメント運動からソーシャルワークへの発展	45
3	社会保障法の成立	45
4	1980年代以降のアメリカの社会福祉	46
3	スウェーデンにおける社会福祉の歴史	47
1	福祉国家の萌芽	47
2	福祉国家の確立と社会保障制度	47
3	ノーマライゼーションの展開と社会サービス法	48
4	転機を迎えた社会福祉行政	48
4	日本における社会福祉の歴史	49
1	近世（江戸時代）以前の貧困救済	49
2	戦前の社会福祉	49
3	戦後の社会福祉の展開—福祉三法体制から福祉六法体制へ	51
4	福祉の見直しと福祉改革	51
5	新しい社会福祉の理念と基礎の整備	52
6	社会福祉基礎構造改革と社会福祉の新しい展開	53
7	社会保障と税の一体改革と地域共生社会	53
8	子ども・家庭福祉政策への新たな転換	54
	まとめてみよう	55

第4章 生活を守る社会保障制度

1	社会保障の概念と体系	58
1	社会保障とは	58
2	わが国における社会保障の概念	58
3	わが国の社会保障の体系	60

見本

2 社会保険 60

- 1 社会保険制度の概要 60
- 2 医療保険 62
- 3 年金保険 62
- 4 介護保険 64
- 5 労働保険 65

3 公的扶助 66

- 1 公的扶助の概要 66
 - 2 生活保護と社会保険 67
 - 3 生活保護の原理と原則 67
 - 4 生活保護の実施 68
 - 5 保護施設 69
 - 6 社会手当 69
 - 7 生活困窮者自立支援制度 70
 - 8 その他の低所得者施策 72
- まとめてみよう 73

第5章 社会福祉の法体系と制度

1 日本における法体系と日本国憲法 76

- 1 法体系の理解 76
- 2 日本国憲法と社会福祉 76

2 社会福祉を支える法制度の考え方と社会福祉に関する法律 77

- 1 社会福祉を支える法制度の考え方 77
- 2 社会福祉法 78
- 3 福祉六法 79
- 4 社会福祉に関するその他の法律 80

3 福祉サービスの利用 82

- 1 措置制度 82
 - 2 契約制度 82
- まとめてみよう 84

第6章 社会福祉の実施機関と行財政

1 国、都道府県、市町村の福祉行政機関 86

- 1 厚生労働省 86

見本

2	社会保障審議会	86
3	こども家庭庁	86
4	都道府県・市町村の福祉行政	88
2	福祉の専門行政機関	89
1	福祉事務所	89
2	児童相談所	89
3	その他の相談機関	90
3	福祉の民間専門機関と団体	92
1	社会福祉法人	92
2	社会福祉協議会	92
3	NPO法人（特定非営利活動法人）	92
4	社会福祉事業（第1種、第2種）	93
4	社会福祉の計画	93
1	地域福祉に関する計画	93
2	障害児・者福祉に関する計画	95
3	子どもの福祉に関する計画	95
4	高齢者福祉に関する計画	96
5	福祉の財源	97
1	近年の社会保障の給付と負担	97
2	社会保障関係費	97
	まとめてみよう	98

第7章 社会福祉の施設

1	社会福祉施設の目的と意義	100
1	社会福祉施設とは	100
2	社会福祉施設の意義	100
2	社会福祉施設の概要	100
1	社会福祉施設の種類	100
2	社会福祉施設の施設数	101
3	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準	102
4	社会福祉施設の運営	103
	まとめてみよう	104

第8章 子ども家庭支援と社会福祉

1	子ども家庭支援とは	106
1	保育士に求められる役割	106
2	子ども家庭支援の考え方	106
2	子どもの人権と子ども家庭福祉の理念	107
1	子どもの権利保障に関する流れ	107
2	児童福祉法	109
3	こども基本法の制定	110
3	子ども家庭支援の施策と動向	111
1	少子化対策の流れ	111
2	子どもを取り巻く問題とその支援	114
3	社会的養護を必要とする子ども	116
4	保育施策の動向	117
1	主な就学前保育施設	118
2	認可保育施設	118
3	地域型保育事業	119
4	認可外保育施設	120
	まとめてみよう	121

第9章 共生社会と障害者福祉

1	「障害」のとらえ方	124
1	「障害」と社会	124
2	障害者の権利に関する条約	126
2	わが国の障害者福祉の法体系	128
1	障害者基本法	128
2	障害者総合支援法とサービス	129
3	その他の障害者福祉に関する法律	132
3	障害のある子どもに関する施策とサービス	133
1	障害のある子どもへの福祉サービス	133
2	医療的ケア児の支援	134
3	インクルーシブ教育	134
	まとめてみよう	135

第10章 高齢者福祉と地域包括支援

1	高齢者の福祉	138
1	わが国の高齢者福祉の現状	138
2	戦前における高齢者への福祉と戦後における高齢化社会の始まり	138
3	高齢社会—ゴールドプランの推進と介護保険制度の導入準備—	139
4	超高齢社会—介護保険制度の実施と地域包括ケアシステムの構築—	139
2	介護保険制度	141
1	介護保険制度の概要	141
2	介護保険制度の改正	144
3	介護保険制度をめぐる現況	145
3	地域包括ケアシステム	146
1	地域包括ケアシステムの概要	146
2	認知症と地域包括ケアシステム	147
3	成年後見制度と地域包括ケアシステム	147
	まとめてみよう	148

第11章 地域福祉の意味と推進方法

1	地域福祉の理念	150
1	地域福祉の意味	150
2	地域福祉の推進	150
2	地域福祉の担い手	152
1	社会福祉協議会	152
2	民生委員・児童委員	153
3	ボランティアと市民活動	153
4	地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）	154
3	地域福祉の推進方法	155
1	住民参加（住民自治）と小地域活動	155
2	コミュニティ・ケア	156
3	地域の組織化と福祉の組織化	157
4	地域福祉計画	158
5	共同募金	158
	まとめてみよう	160

第12章 社会福祉の専門職と倫理

1	社会福祉の専門職	162
1	保育士の職務と義務	162
2	社会福祉の主な国家資格	164
3	資格分類の意味・構造	166
2	社会福祉の関連専門職	168
1	行政機関に携わる社会福祉関連の専門職	168
2	児童に携わる社会福祉関連の専門職	170
3	医療・介護・障害に携わる社会福祉関連の専門職	174
3	社会福祉専門職の専門性と倫理	175
1	専門職に求められる特質	175
2	社会福祉専門職としての倫理	176
	まとめてみよう	178

第13章 ソーシャルワークの意味と方法

1	ソーシャルワークの意味・原則	180
1	保育士に求められるソーシャルワーク	180
2	ソーシャルワークの原理、原則	180
2	ソーシャルワークの視点	182
1	ソーシャルワークの定義からみる視点	182
2	ストレンクス (strength)	183
3	エンパワメント (empowerment)	183
4	エコシステム (人と環境の相互作用)	184
5	アドボカシー (advocacy)	185
3	ソーシャルワークの類型と展開過程	185
1	ソーシャルワークの類型 (個別・集団・間接・その他)	185
2	ソーシャルワークの発展に貢献した人	186
3	個別援助技術 (ケースワーク)	188
4	集団援助技術 (グループワーク)	189
5	地域援助技術 (コミュニティワーク)	190
6	関連援助技術	191
7	ソーシャルワークの展開過程	191
4	ソーシャルワークの動向	193

見本

- 1 ジェネリックソーシャルワーク 193
- 2 スペシフィックソーシャルワーク 194
- まとめてみよう 195
- コラム 196

第14章 福祉サービスの利用支援と第三者評価

- 1** 福祉サービスの適切な利用支援 198
 - 1 情報提供と情報取得の方法 198
 - 2 サービス利用時の説明と同意 198
 - 3 適切なサービス提供のために 199
 - 4 各種相談窓口について 199
- 2** 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） 200
 - 1 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）とは 200
 - 2 利用の流れ（手続きの流れ） 201
 - 3 事業を安心して利用するために 202
- 3** 第三者評価 204
 - 1 第三者評価とは何か 204
 - 2 第三者評価のしくみ 204
 - まとめてみよう 207

第15章 権利擁護と苦情解決

- 1** 権利擁護とは何か 210
 - 1 権利についての基礎知識－「生存権」と「自由権」 210
 - 2 権利の侵害について 210
 - 3 権利擁護について 212
 - 4 サービス利用環境の整備 213
 - 5 利用者を保護する取り組み 214
 - 6 高齢者・障害者の虐待防止 219
- 2** 苦情解決について 221
 - 1 苦情解決のしくみ 221
 - 2 サービスの質の確保と第三者評価 222
 - まとめてみよう 224

見本

第16章 社会福祉と保育士のこれからを考える

1	社会福祉の現状と課題	226
1	日本の社会福祉と子どもの未来	226
2	社会福祉の課題	226
2	社会福祉と保育士の展望—保育士の社会的役割	227
1	生涯を見越した教育	227
2	社会福祉専門職としての保育士	228
3	これからの保育士のあり方	229
1	子ども・家庭とのかかわり	229
2	社会への発信	230
	まとめてみよう	230

索引 231

見本

第1章 保育と社会福祉

📖 保育士をめざす私たちが社会福祉を学ぶ意味とは？

こういち先生 みらいさんは、どうして保育士になろうと思ったのかな？

みらいさん 子どもが好きだからです。それに、子どもの頃、私も保育園に通っていたのですが、そのときの保育士さんがすごく優しく、あんな先生（大人）になれたらいいな、と思ってこの道に進むことにしました。

こういち先生 なるほど。みらいさんは、子どもの頃にお世話になった保育士さんに憧れて、この進路を選んだんですね。そのような動機は大切ですし、目標をもつことはとてもいいことだと思います。

みらいさん ところで保育士さんは、かつては「保母」と呼ばれていたんですね。「保母」から「保育士」という名称に変更されてからずいぶん経ってきたと思うのですが。

こういち先生 男女の区別ない職種という意味で、名称を「保育士」に変更し、国家資格として児童福祉法という法律に位置づけられたことが認知されるようになってきました。それに、今の保育士は子どもの保育だけでなく、その保護者への対応など、いろいろな役割を担っているのです。

みらいさん そうなのですか。私は保育園で子どもの保育をすることだけが保育士の仕事だと思ってました。だから、なぜ、「社会福祉」を学ぶのだろうと、ちょっと疑問に思っていたのです。これから学んでいくことで「社会福祉」という科目と保育士との関係があることが理解できるのですね。

こういち先生 その通りです。幼稚園教諭は教育の専門職ですが、保育士とは、実は社会福祉、厳密にいうと児童福祉の専門職なのです。だから、その基盤となる社会福祉の理念や法制度を理解し、社会福祉の専門的技術などを援用して、子どもとその保護者の福祉の向上をめざしていく役割があるのですよ。

みらいさん なぜ、保育士が社会福祉を学ぶのか、その疑問が解けるとうれしいです！

こういち先生 それでは、まずはこの章で、現代社会の状況と福祉が対応する生活課題について学びながら保育士とのかかわりについて考えるきっかけにしてみよう。



見本

1 私たちが暮らす社会とは

① 戦後のわが国の社会

第二次世界大戦後（1945年）から約80年の時を経て、私たちの生活と社会は、大きく変化してきた。それまでの第1次産業（主に農業・漁業・林業など）を中心とする村落共同体の社会から、戦後の混乱期・復興期を経て、1960～70年代の高度経済成長により、日本は飛躍的な経済発展を遂げ、産業構造も第2次（主に製造業など）・第3次（主にサービス業など）産業へと大きくシフトしてきた。特に第3次産業は、近年IoT、ビッグデータ、AI等による超スマート社会（Society5.0）の実現に向け、急速に成長している。これにともない仕事を求め都市部へ人口が集中していく一方で、地方は第1次産業への就業人口の減少と人口流出による過疎化と高齢化が進んできている。

また、世帯規模は、都市化と過疎化の進展により、三世代世帯が減少し、核家族世帯や単独世帯が中心となってきている。これにともない家族のもつ機能（経済、教育、育児や介護など）にも変化がみられてきている。

このような社会の変化のなかにみられる、少子・超高齢社会、都市化と過疎化の現状と課題、家族・世帯の移り変わりをみていく。

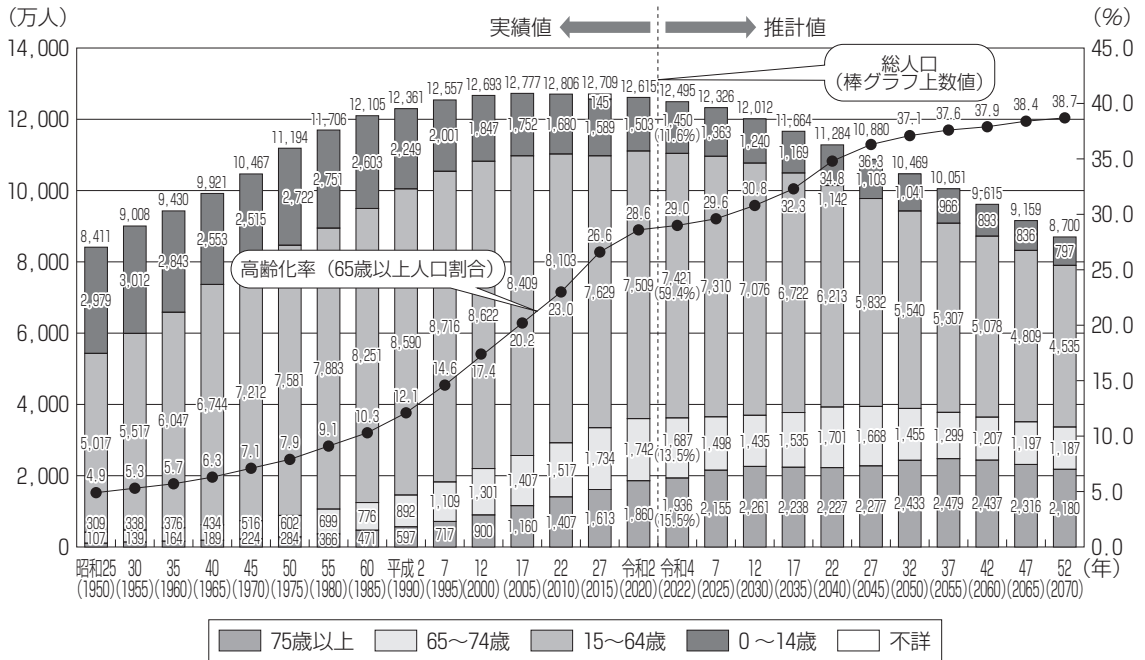
② 少子・高齢社会

▼人口の高齢化

わが国の人口は、2022(令和4)年10月現在で1億2,495万人となっており、減少傾向である。今後は人口減少が加速すると予測され、約30年後の2055年頃には、約1億人程度になると推計されている。

このような人口減少社会を迎えるとともに、わが国の人口構造は、急速に高齢化が進んでいることは周知の通りである。国連の定義では、65歳以上の人口が全体の7%（高齢化率）を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としている。わが国が高齢化社会を迎えたのは1970（昭和45）年であり、このときの高齢者人口は739万人、高齢化率7.1%であった。その後も高齢化は加速し、1994（平成6）年には14%を超え高齢社会に突入、2022（令和4）年10月現在では、高齢者人口は約3,623万人、高齢化率29.0%まで上昇している。ここ50年ほどで、高齢者人口は約5倍に増え、高齢化率は約4倍以上になっている（図1

図1-1 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2022年は総務省「人口推計」（令和4年10月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2022年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査（不詳補完値）」の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

(注4) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

ー 1)。高齢者人口および高齢化率はいずれも過去最多となり、高齢化率は主要諸国においては最も高い数値となっている。人口の高齢化は、年金や医療、介護などの社会保障をはじめ、多くの社会的課題を表面化し、関連諸制度の見直しや改革が急がれている。

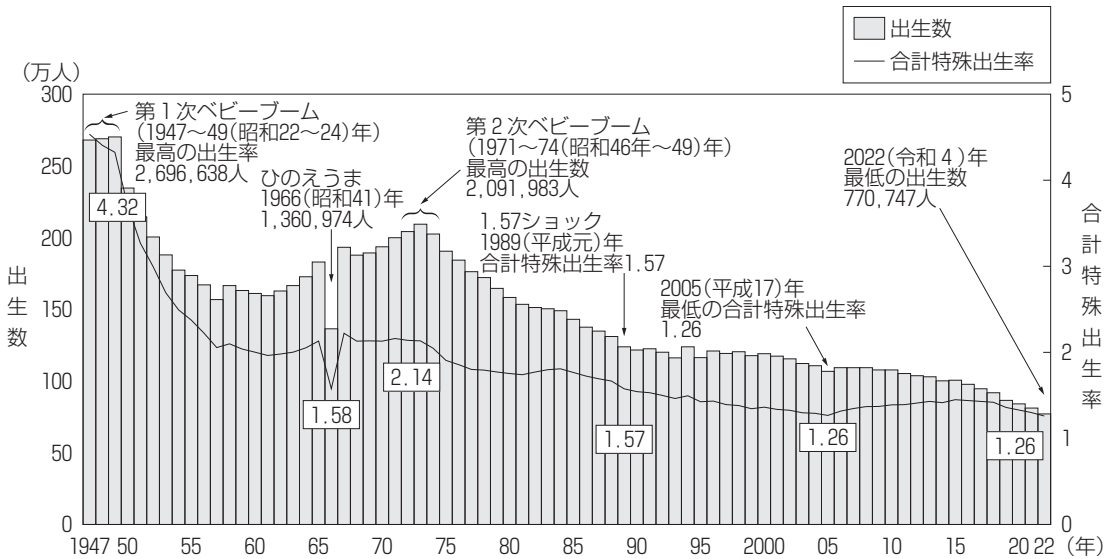
▼少子化の進展

人口の高齢化が進む一方で、少子化も進展している。わが国が高齢化社会を迎えた1970（昭和45）年の15歳未満の人口（年少人口）は、2,515万人、総人口に占める割合は24.0%であった。2022（令和4）年10月現在では、1,450万人、11.6%まで減少している。

当該年次の女性の各年齢（15～49歳）別出生率を合計したもの、つまり一

見本

図1-2 出生数および合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

注：1947～1972年は沖縄県を含まない。

人の女性が一生に産むことになる子どもの数の平均を表す「合計特殊出生率」は、出生率の年次推移を判断する際に使われる指標である（図1-2）。第二次世界大戦後の1947～1949年は第1次ベビーブーム*¹といわれ、合計特殊出生率は4.3人を超えていた。その後1960～70年代の第2次ベビーブームを含め2.1人程度で推移していたが、1989（平成元）年には、当時過去最低といわれた1966（昭和41）年（丙午）の1.58人を下回る1.57人となり「1.57ショック」と呼ばれ、少子化対策の必要性が認識されたきっかけとなった。

2005（平成17）年には、1.26人という戦後最低の合計特殊出生率を記録し、これ以降、2016（平成28）年ではやや上昇し1.44となったものの、2021（令和3）年は1.30となり、依然人口置換水準*²である2.07を大きく下回ったまま推移している。

さらに、2022（令和4）年の出生数は約77万人（概数）となり、80万人を割り込んだ。この数値は政府予想より約11年早いスピードで減少しているとのことであり、2050（令和32）年ごろには出生数が50万人を割る可能性も指摘されている。

出生率の低下の主要因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化の影響が大きいとされている。2020（令和2）年国勢調査によると、30～34歳では男性は約2人に1人（47.4%）女性は約3人に1人（35.2%）が未婚であり、50歳時の未婚割合も男性28.3%、女性17.8%と

*1 ベビーブーム
赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。日本では、第二次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは戦争が終わり、兵隊が復員した1947（昭和22）年から1949（昭和24）年頃、第2次ベビーブームは第1次ベビーブームに生まれた子どもが適齢期を迎えた1971（昭和46）年から1974（昭和49）年頃である。

*2 人口置換水準
人口を維持するために必要な合計特殊出生率の数値をいう。ただし、この水準を下回った場合でも、過去の高出生率などの影響を受け、すぐに人口減少に転じるわけではない。